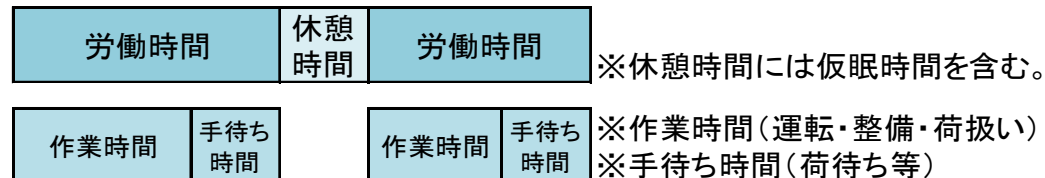


■トラックドライバーの労働時間等の概要【参考】

●拘束時間と休息期間の考え方

	勤務日(非休日)			休日
終業	始業	終業	始業	
	休息期間	拘束時間	休息期間	休息期間8時間+24時間 =32時間



●改善基準告示の概要

1. 拘束時間(始業から終業までの時間)

- ・ 1日 原則13時間以内(最大16時間)
- ・ 15時間超えは1週間2回以内
- ・ 1か月 293時間以内
- ※ 労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において1か月320時間まで延長可
- ※ 2人乗務の場合、隔日勤務の場合、フェリーに乗船する場合に特例あり(16時間を超える拘束時間も可)

2. 休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)

- ・ 継続8時間以上
- ※ 2人乗務の場合、隔日勤務の場合、フェリーに乗船する場合に特例あり

3. 運転時間

- ・ 2日平均で1日 9時間以内
- ・ 2週間平均で1週間 44時間以内

4. 連続運転時間

- ・ 4時間以内(連続運転時間は、1回が連続10分以上かつ合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間)

5. 休日労働

- ・ 2週に1回以内、かつ1か月及び拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

●労働基準法による休日の取得

- ・ 毎週少なくとも1日の休日か、4週間を通じて4日以上の日を与えなければならない